

副首都推進局理事等専決要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号。以下「規程」という。）第3条第9項に基づき、副首都推進局理事（以下「理事」という。）が専決する事項を定めると共に、規程第25条第1項の規定に基づき、副首都推進局長（以下「局長」という。）等の専決事項のうち、理事等に専決させることができる事項及び市役所課長等専決規程（昭和23年達第5号。以下「課長等規程」という。）第11条第1項の規定による副首都推進局の課長代理（課長等規程第2条第2号に規定する課長代理をいう。）に専決させることができる事項について定めるものとする。

2 この要綱の定めるところにより専決すること又は専決させることとされた事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁（承認を含む。以下同じ。）を受けなければならない。

3 大阪府知事の事務部局における事務の決裁に関して必要な事項は、大阪府事務専決規程（昭和36年11月1日 訓令第41号）の規定に基づき、別に定めるものとする。

(規程第3条第9項に基づく理事の専決事項)

第2条 大阪州市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）別表第1に規定する副首都化並びに本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整並びに公立大学法人大阪に関することを所管する理事の専決する事項は、次のとおりとする。

(1) 既に局長の決裁を経た措置等と同一の内容と認められる、所管業務にかかる大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第10条の規定による公開請求に対する措置等を行うこと

(2) 情報公開条例第11条第2項の規定による公開決定等の期限の延長及びその通知を行うこと又は情報公開条例第12条の規定による公開決定等の期限の特例延長及び同条各号に掲げる事項の通知を行うこと

(3) 既に局長の決裁を経た回答と同一の内容と認められる、団体から寄せられる所管業務に係る要望等への回答を行うこと

(理事の専決事項)

第3条 理事の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部長の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事(課長共通専決事項)

第4条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 負担条件の伴わない、見積金額が100,000円未満の寄附収受に関する事。ただし、政策企画室長に通知すること

(総務担当課長専決事項)

第5条 総務担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 契約規則第3条第2項及び第5項の規定により、局長に委任された契約の締結に関する事。ただし、予定価格が1件1,000,000円を超える事務事業の委託契約を除く

(2) 既決の内国出張(市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内出張を除く。)の、出張内容の変更を伴わない旅費の確定による変更に関する事

(課長代理等専決事項)

第6条 課長が専決している事項で、当該課長が指揮監督する課長代理の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 係長以下の所属員の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇(病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。)の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 副首都推進局における契約事務等に係る専決要綱は廃止する。

附 則

- 1 この改正要綱は、令和8年9月1日から施行する。